

浦安市立浦安中学校分教室運営委員会の組織及び運営に
関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市立浦安中学校分教室設置規則（以下「設置規則」という。）第5条第2項の規定により、浦安市立浦安中学校分教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、設置規則第6条各号に規定する事項について処理する。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、浦安市教育委員会が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 浦安市立浦安中学校長
- (3) 分教室教職員
- (4) 教育総務部長
- (5) 学務課長
- (6) 指導課長
- (7) 教育センター所長

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長の選出)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選し、副委員長は委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の責務)

第5条 委員長は、運営委員会を統括する。

2 委員長は、必要に応じて運営委員会を開催し、その召集は委員長が行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、委員以外の者に運営委員会への出席を求めることができる。

(事務)

第7条 設置規則第5条第3項の規定により、運営委員会の事務は、教育総務部指導課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。